

宮城会場

[illegible]

[日本語コース]



※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。
※講習料金は、テキスト代を含みます。 ※金額はすべて消費税込みです。
※助成金適用コースの場合でも講習料金は変わりません。助成金の内容については、下部をご覧ください。

① 小型移動式クレーン運転技能講習					つり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転 (道路上の走行を除く)			登録番号：第04-0224-2号／登録の有効期間の満了日：登録更新中		
コース	日数	時間(学科／実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方			助成金	給付金	受講料		
I	3	20(13／7)	特になし			○	－	49,200円		
J	3	16(10／6)	●クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者			○	－	45,400円		

② 玉掛け技能講習					つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け業務			登録番号：第04-0224-4号／登録の有効期間の満了日：登録更新中		
コース	日数	時間(学科／実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方			助成金	給付金	受講料		
H	3	19(12／7)	特になし			○	－	25,500円		
H1	3	16(9／7)	●移動式クレーン、クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者			○	－	23,500円		

③ 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み及び掘削用)運転技能講習					機体質量が3トン以上の車両系建設機械(整地等)の運転(道路上の走行を除く)			登録番号：第04-0224-3号／登録の有効期間の満了日：登録更新中		
コース	日数	時間(学科／実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方			助成金	給付金	受講料		
N	6	38(13／25)	特になし			○	－	111,000円		
D	3	18(13／5)	自動車運転免許を保有せず、機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了後に 6ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)			○	－	48,000円		
C	2	14(9／5)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)			○	－	45,000円		

④ 車両系建設機械(解体用)運転技能講習					機体質量が3トン以上の車両系建設機械(解体用)の運転 (道路上の走行を除く)			登録番号：第04-0921-1号／登録の有効期間の満了日：登録更新中		
コース	日数	時間(学科／実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方			助成金	給付金	受講料		
O2	1	5(3／2)	●車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者 ●建設機械施工管理技術検定1級合格者でショベル系またはトラクター系操作施工法を選択した方 ●建設機械施工管理技術検定2級で第1種、3種または第2種に該当するものに合格した方			○	－	22,500円		

⑤ 不整地運搬車運転技能講習					最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転 (道路上の走行を除く)			登録番号：第04-0921-2号／登録の有効期間の満了日：登録更新中		
コース	日数	時間(学科／実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方			助成金	給付金	受講料		
X	2	11(7／4)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)			○	－	42,000円		

特別教育 労働安全衛生法第59条第3項に定めるもの 修了証即日交付可能										
コース	コース名	日数	時間(学科／実技)	業務内容			助成金	給付金	受講料	
Tt	電気自動車等の整備の業務	1	7(6／1)	対地電圧が50Vを超える蓄電池を内蔵する電気自動車、ハイブリッド自動車などの整備業務			－	－	15,000円	
2i1	テールゲートリフターの操作の業務	1	6(4／2)	荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務			－	－	15,000円	

[外国語コース(英語)] 小型移動式クレーン・玉掛け・車両系建設機械
東北国際教育センターシエット公式サイトをご覧ください。 <https://ciet.jp/ja/course/>
その他不定期開催、特別教育についてはお問い合わせください。

建設業の法人様へ

人材開発
支援助成金
のご案内

■助成金を利用して、受講料負担を軽減

■制度対象の講習を多数開催しています

〈建設事業主等に対する助成金制度〉

中小建設事業主が従業員に技能資格を取得させるため、教習機関に委託して技能講習などを受講させた場合に、厚生労働省(労働局管内における施設)からその経費の一部が事業主に対して助成される制度です。

〈助成金の種類〉

・経費助成金 ・賃金助成金

※助成金などの申請・受給の手続き方法、その他詳細は所轄の労働局またはハローワークへお問い合わせください。

※制度の詳細については、厚生労働省Webサイトをご確認ください(検索ワード:建設 助成金)。